

事 務 連 絡
平成31年3月20日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管課（部） 御中

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

本年4月27日から5月6日までの10連休における障害福祉サービス等に係る給付費の請求（5月請求）への対応について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定されたところですが、「本年4月27日から5月6日までの10連休における障害福祉サービス等提供体制の確保に関する対応について」（平成31年3月14日付障障発0314発第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）により発出予定としていた10連休へ向けた障害福祉サービス等に係る給付費の請求について下記のとおり整理しました。

つきましては、都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）、各国民健康保険団体連合会（以下、「各国保連」という。）及び市町村の御協力を賜りたいと存じますので、対応に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれては管内市町村に、国民健康保険中央会におかれては各国保連に対し当該内容の周知等よろしくお願いいたします。

記

1. 請求明細書等の一次審査時におけるエラー（返戻予定）等への対応
請求期日（5月10日）後から市町村等へのデータ送信までの間（他県受給

者に係る請求情報等については、他県データ交換までの間)において、エラー(返戻予定)等となった請求明細書等を提出した事業所等に対しては、各国保連はその理由を説明するとともに、事業所等よりデータ修正の申し出があった場合は、可能な限り当該申し出を受け付けるようお願いします。

2. 請求期日に間に合わない事業所等への対応

請求期日(5月10日)後に事業所等から請求があった場合は、市町村へのデータ送信までの間(他県受給者に係る請求情報等については、他県データ交換までの間)において、各国保連は対応可能な範囲で弾力的に請求を受け付けるようお願いします。

3. 都道府県等と各国保連との連携

障害福祉サービス事業所等としての指定を4月に新たに受けた事業所等については、通常5月に初めて給付費を請求することになりますが、事業所等の5月請求に支障がないように、都道府県等は各国保連と連携し、新たに指定を受けた障害福祉サービス事業所等の情報を速やかに各国保連に送付するよう、御協力よろしくお願いします。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3009)

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp